全学一体となった支援体制を構築

十文字学園女子大の合理的配慮・学生相談　カームダウンルームも設置

十文字学園女子大学（志村二三夫学長、人間生活学部、教育人文学部、社会情報デザイン学部）は、約10年前から障がいのある学生について授業における配慮を組織的に行ってきた。2024年度からは、キャンパスソーシャルワーカーの配置、カームダウンルームの設置など、さらに充実した学生支援を行っていく。同大学の合理的配慮、学生相談の体制について、中西郁学生総合相談センター長・教授に聞いた。

中西教授に聞く

○合理的配慮の流れ

障がいのある学生等への合理的配慮のみならず、学生のあらゆる相談を一手に引き受けるのが「学生総合相談センター」である。同センターは、中西センター長、職員2人、カウンセラーで構成される。この4月から新たにキャンパスソーシャルワーカーも配置されている。中西センター長は、合理的配慮の流れについて次のように説明する。

「まず学生からの「申請」に基づき、授業等での困難を聞き取ります。学生本人の困難さの状態、そして医師の診断をセンターで把握して「必要とする配慮事項」を検討します。それらをまとめて『合理的配慮のお願い』という申請書を作成して学生・担任教員に連絡します」。

「それを受け、当該学科で配慮事項が妥当であるかを検討して、実施可能なプランを学生に提示し、同申請書にまとめて担任教員等からセンターに報告します。申請した学生、センター、学科の三者が合意した申請書を改めて関係者に周知するとともに、当該学生が自分で授業等に申請書を持参し、授業担当教員に配慮の実施をお願いします」。

その後は学生からのフィードバックを通してセンターは配慮状況を把握する。学科側では「学科全体での配慮が当然」という文化が醸成されているなど、センターを中心として組織的な学生支援体制が充実している。

○年間のべ2700件の相談対応

同大学では、法律施行前から『授業における配慮のお願い』という形で同様の仕組みが整っていた。

「はるか以前は教員個人の努力により障がいのある学生の支援を行っていましたが、2011年に特別支援を専門とする教員を3人採用し、特別支援教育研究所を設置しました。その時に大学にも支援が必要な学生が定期的に入学してくるということで、全学の組織的な仕組みを構築してきました。2016年には「障がい学生支援のためのガイドライン」や「障がい学生の支援マニュアル」を作成して毎年更新しています」。

それまでは、身体障がいの学生については学生支援課、発達障がいなどの学生については特別支援教育センターで対応していたが、学生総合相談センターに合理的配慮を含めた学生相談を集約させた。センターに関わる運営の意思決定、あるいは、配慮が必要な学生の状況などは「学生支援企画委員会」（各学科や事務局の部局から委員を選出）に報告されて、全学に周知される。

「昨年度、本センターでは、学生・教職員のべ2700件の相談対応を行いました。学習に限らず、家庭のこと、アルバイトのこと、恋人のことなど様々です。健康管理センターには精神科医もいて、精神科相談も受けられます。センターでは、教員向け、学生向けに月間のニュースレターを作成して、学内の認知度アップも図っています」。

年間2700件は多いのだろうか。学生が「悩みを抱え込まない、孤立させない」ことが重要とされる中で、この件数は「ハードルが低く相談しやすいセンターである」と、学生が認識している証左ともいえる。

○カームダウンルームの新設

コロナ禍では、特につう病など精神障がいを発症する学生が増加した。一方、オンライン授業が広がったため、配慮の実施としてオンラインで受講もできるようになった。

「オンラインという選択肢が増えたことで、逆に対面授業に参加し続けられた学生もいます。自分の不安を受け止めて対応もしてくれるという安心感と、辛ければオンラインでもよいという選択肢があることから前向きにとらえてくれたのだと思います」。

また、発達・精神障がいの学生が、1人で落ち着ける居場所が必要になった。そこで2024年度からは、心の落ち着きを取り戻すための「学生サポートルーム（カームダウンルーム）」」を設置している。学生のケアを第一に考える同センターだからこそ、取り組みが発展しているのである。

中西郁教授

中西センター長は、発達障がいの男女の違いについて次のように説明する。

「女性は男性に比べて目に見える行動や動きなどの障がい特性が分かりづらいと言われています。そして、一般的な配慮事例では男性モデルがほとんどです。女子大は女子大なりの配慮・対応を考えていかなければならないと考えています。例えば、女性だと忘れ物が多い、課題が整理できないなどの「不注意」が現れ、スケジュール管理が苦手な学生がいます」。

そこで同大学では、発達障がいを専門とするカウンセラーを配置。日常生活のアドバイスをしてくれる。また、ADHDの障がい特性のある学生には、履修登録やスケジュール管理等をサポートするスチューデント・アシスタントの学生、聴覚障がいの学生には、ノートテイカーの学生によるサポートを受けることもできる。

○組織的かつ柔軟な体制

同大学の合理的配慮の特筆すべき点は、その組織的な支援体制にあろう。

司令塔である学生総合相談センターを持ちつつも、各学科・事務局がそれぞれ対応する素地が整っており、かつ、センターが必要部署と有機的に繋がっているため、配慮が特定部署や個人に過度に集中することがない。入試段階で分かっていれば入試課、就職支援では就職課がそれぞれ障がいのある学生の支援にも携わる。

予兆がある学生については、担任教員がセンターに連絡をして連れてくるケースも少なくない。センターではできる限り仕組み化はするが、それにこだわらず個別対応をいとわない。こうしたIつひとつ丁寧に対応する文化が、学生の相談しやすさに繋がっていると言える。

また、合理的配慮の申請書作成については、学科自身にも配慮内容を検討してもらうことで、学科全教員が皆で対応するという意識が生まれる。そして、今度は申請書を学生自身が授業担当教員に持っていって説明することで、自ら学びやすい環境を作る、支援を積極的に獲得していく力を身につけさせている。当然ながら、社会に出れば大学のようには支援してくれない。

ただ、どうしても非常勤教員への周知が徹底されないため、オンライン授業の方法から聴覚障がい学生が利用する補聴援助システムRogerの使用方法まで、丁寧に説明した『合理的配慮Q&A』という冊子を配布して周知を図っている。

十文字学園女子大学は、教職員が全学一体となって、障がいのある学生のみならず、学生の様々な不安に安心して応える仕組みを整えているのである。